

呉市乳幼児等医療費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児等の医療費を支給することにより、乳幼児等の疾病の早期発見と治療を促進し、もって乳幼児等の健やかな育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 乳幼児等 出生の日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 社会保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）をいう。
- (4) 保護者 乳幼児等の親権者その他の者で主としてこれを監護している者をいう。
- (5) 所得 児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条に規定する範囲及び計算方法により算出した所得をいう。

(受給資格)

第3条 この要綱により医療費の給付を受けることができる者は、乳幼児等（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）による被保険者又は社会保険各法による被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）に限る。）の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 乳幼児等が出生した日又はそれぞれ1歳から12歳に達する日の属する年において、呉市の区域内に住所を有する乳幼児等を養育している者の当該年の前年の所得（当該乳幼児等が1月1日から6月1日までの間に出生した場合においては、当該年の前々年の所得とする。）が、その者の所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）の規定による改正前の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、制限額未満である場合における当該乳幼児等の保護者
- (2) 乳幼児等が出生した日又はそれぞれ1歳から12歳に達する日の属する年において、呉市の区域内に住所を有する乳幼児等の保護者であって、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受ける等特別の事情があると市長が認めたもの

2 前項第1号の制限額は、次表のとおりとする。

対象者	制限額
乳幼児等を養育している者	扶養親族等及び児童がないときは、532万円とし、扶養親族等及び児童があるときは、532万円に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円)を加算した額とする。

3 第1項第1号に規定する乳幼児等を養育している者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父（母が乳幼児等を懐胎した当時において婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は母
- (2) 父及び母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児等を監護し、かつ、その生計を維持する者

4 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児等は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(受給資格の認定)

第4条 乳幼児等医療費の支給を受けようとする保護者は、あらかじめ乳幼児等医療費受給者資格認定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。ただし、市長が当該書類の添付により証明すべき事実関係を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 乳幼児等が法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であることを証する書類
- (2) 前条に規定する所得の状況を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、乳幼児等がそれぞれ1歳から6歳までの年齢に達する日の属する年において、前条第1項第1号に規定する受給資格を公簿等によって確認することができるときは、前項の規定にかかわらず、申請書の提出を省略して受給資格の認定を行うものとする。

3 市長は、前2項の規定により受給資格を認定したときは、当該保護者（以下「受給者」という。）の登録を行い、乳幼児等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を受給者に交付するものとする。

（医療費の支給）

第5条 乳幼児等医療費の給付は、乳幼児等の疾病又は負傷について法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合（乳幼児等のうち、乳幼児以外の者については、入院に係る医療に関する給付が行われた場合に限る。）において、当該医療に関する給付の額（法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次に掲げる額を控除した額を給付する。

(1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額

(2) 入院時食事療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費の給付に関する食事療養標準負担額に相当する額

(3) 次条の規定により受給者が支払う一部負担金の額に相当する額

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（一部負担金）

第6条 受給者は、乳幼児等が健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下この項において「保険医療機関」という。）若しくは保険薬局（以下この項において「保険薬局」という。）、又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）について医療又は指定訪問看護を受けたときは、一部負担金として、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。）ごとに1日につき500円（法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。）を支払うものとする。ただし、保険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより、乳幼児等が当該保険医療機関外の保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

2 受給者は、保険医療機関等において、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に掲げる回数の一部負担金を同一月に支払ったときは、前項の規定にかかわらず、当該月のその後の期間内においては、保険医療機関等において医療を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

(1) 乳幼児等が病院若しくは診療所への入院又はその療養に伴う世話その他の看護に

係る医療を受けた場合 14回

- (2) 乳幼児等が前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回
- 3 受給者は、乳幼児等が柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師による施術を受けたときは、一部負担金として施術所ごとに1日につき500円を、支払うものとする。ただし、同一月に同一施術所において一部負担金の支払を4回行ったときは、当該月のその後の期間内に当該施術所において施術を受ける際は、一部負担金を支払うことを要しない。

(支給の方法)

第7条 乳幼児等医療費の支給は、受給者の請求に基づいて行う。

- 2 前項の規定による乳幼児等医療費の請求は、乳幼児等医療費支給請求書の提出により行わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、保険医療機関等から医療又は指定訪問看護を受けた場合には、市長は、乳幼児等医療費として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し乳幼児等医療費の支給があったものとみなす。
- 5 第3項の規定により保険医療機関等が、市長に対して同項の乳幼児等医療費の支給額を請求しようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類の提出によりこれを行うものとする。
- (1) 保険医療機関等（指定訪問看護事業者を除く。）が請求する場合 福祉医療費請求書
- (2) 指定訪問看護事業者が請求する場合 福祉医療費請求書（老人訪問看護療養費又は訪問看護療養費）

(受給資格の喪失及び返還)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 乳幼児等が死亡したとき又は生活保護法の適用を受けたとき。
- (2) 乳幼児等の住所地が、呉市の区域内でなくなったとき。
- (3) 受給者が、保護者でなくなったとき。
- (4) 受給者たる資格を定める期間を経過したとき。
- 2 受給者は、前項の規定により資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに受給者証記載事項変更届に受給者証を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者証の記載事項に変更が生じたとき。
 - (2) 乳幼児等の社会保険各法に基づく被扶養者又は法の被保険者たる資格に変更があったとき。
- 2 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第23条の規定による届出があったときは、その届出と同一の事由に基づく前項第1号の規定による届出があったものとみなす。

(受給者証の再交付申請等)

- 第10条 受給者は、受給者証を損傷し、又は紛失したことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、再交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、再交付することが適当と認めるときは、当該受給者に受給者証を再交付する。

(乳幼児等医療費の支給制限等)

- 第11条 市長は、受給者が乳幼児等の疾病又は負傷に関し、損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち乳幼児等医療費支給額に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において乳幼児等医療費支給額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に交付した乳幼児等医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。
- 2 市長は、偽りその他不正の手段により乳幼児等医療費の支給を受けた者があるときは、当該支給額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の担保等の禁止)

- 第12条 乳幼児等医療費の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(帳票の様式)

- 第13条 この要綱の施行に関し必要な帳票の様式は、別に定める。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和48年10月1日から施行する。

改正 昭和49年10月1日
昭和50年10月1日
昭和59年10月1日

平成4年10月1日
平成6年10月1日
平成7年4月1日
平成7年7月14日
平成8年10月1日
平成9年10月1日
平成10年4月1日
平成12年10月1日
平成14年10月1日
平成15年4月1日
平成16年10月1日
平成18年10月1日
平成24年4月1日
平成26年10月1日

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。